●発 行／公益社団法人 奈良県トラック協会　〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981番地の6　TEL.0743-23-1200（代）FAX.0743-23-1212

トラック奈良 10

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和７年]2025
No.378

明日香村の彼岸花（橘寺周辺）

公益社団法人 奈良県トラック協会
https://narata.or.jp

「トラックの日」PR活動

日時：令和７年９月21日㈰ 午前10時～
場所：近鉄奈良駅前 行基広場

トラックは生活（くらし）と経済のライフライン

▲あいさつする塚本哲夫会長

秋の交通安全県民運動の初日でもある９月21日、奈良県トラック協会では「トラックの日」の街頭啓発活動を奈良警察署、白バイ隊と連携して近鉄奈良駅前の行基広場で実施。当日は県警察音楽隊の演奏とカラーガード隊のパフォーマンスが行われ、演奏を交えながらチャイルドシートやヘルメットの着用、飲酒運転撲滅などを訴えました。

開会にあたって塚本哲夫会長は「10月９日を『トラックの日』として、全国各地で広報活動、イベントを実施し、トラック輸送の役割と重要性をPRしている。当協会では最重要取組み事項として交通安全・事故防止、環境問題、災害時の緊急物資輸送体制を掲げている。本日の活動により、交通安全への意識の高まりと事故の減少を願っている」とあいさつ。奈良警察署の中田顕一郎署長は「例年これから年末にかけては重大な交通事故が増加の傾向にある。交通安全県民運動の期間中に交通事故の抑止、安全運転を呼び掛け、悲しい交通事故を１件でも無くしたい」と述べました。

啓発にあたって協会では、タオルや吉野杉「箸」、災害啓発ライト、トラックミニ百科などを用意。協会の役員や各支部のスタッフらが手分けして市民らに声をかけながら配布しました。

▲中田顕一郎署長

■「トラックの日」

全日本トラック協会と47都道府県のトラック協会では平成4年から10月9日を「トラックの日」と定め、緑ナンバートラックの役割・重要性を社会にアピールしています。

「トラックの日」ＰＲ活動 …… 巻頭
指導･監督者育成講習会 …… 3
健康管理セミナー …… 4
広報委員会 …… 6
交通安全･労災防止対策委員会 …… 7
全日本トラック協会　奈良･針TSの現状視察 …… 8
奈良警察署長を訪問 …… 9
仲嶋久雄 下市町長と懇談 …… 10
歳を重ねた自分を交通事故からどう守るか？　桜井市 …… 11
歳を重ねた自分を交通事故からどう守るか？　大和郡山市 …… 12
歳を重ねた自分を交通事故からどう守るか？　河合町 …… 13

■ 奈ト協から
人事異動 …… 14

■ 近畿運輸局から
近畿運輸局からのお知らせ …… 15

■ 全ト協から
2026年度申請事業者向け事前周知 …… 16
軽油価格調査集計表（2025年７月） …… 18
飲酒運転撲滅を目指して …… 19

■ 陸災防から
重大な労働災害を防ぐためには …… 20

■ 奈ト協から
事業用自動車事故事例№122 …… 22
KIT事業の案内 …… 23
適正化事業･巡回指導報告書 …… 24
トラックの構造上の特性 …… 25
10月･11月の行事（予定）表 …… 26

■ 近畿総合通信局から
近畿総合通信局からのお知らせ …… 27

■ 近畿交通共済から
近畿交通共済からのお知らせ …… 28

■ 奈良労働局から
奈良労働局からのお知らせ …… 30

■ 奈良県警察本部から
奈良県警察本部からのお知らせ …… 31

奈良運輸支局自動車運送事業運行管理者表彰式 …… 32
公明党奈良県本部「政策要望懇談会」について …… 巻末

令和７年度　指導・監督者育成講習会

日時：令和７年８月21日㈭ 午後１時30分～
場所：奈良県トラック会館　２階　研修室　　参加：27名

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」について、独立行政法人 自動車事故対策機構 奈良支所の向山諒チーフが解説。国土交通省発行の同マニュアル「トラック事業者編」について、指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項や指針について説明しました。主な内容は以下の通りです。

指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項

トラックを運転する場合の心構え

１．国内貨物輸送の約９割はトラック輸送が担っており、重要な社会インフラとなっていることを説明する。そのためトラックの運行の安全を確保するために遵守すべき「貨物自動車運送事業法」や「貨物自動車運送事業輸送安全規則」といった省令（国土交通省）について周知する。

▲講師の向山諒チーフ

２．点検・整備で事故を未然に防ぐことができる。「道路運送車両法」により、運転者は１日１回、運行の開始前の日常点検が義務付けされている。運行管理者は日常点検を適正に実施していれば回避できる点検整備を怠った場合のリスクについて運転者に説明する。

慣れからくる油断に注意

危険の予測と見えない危険を読む力を養う。運転者の違反別事故件数では①安全不確認、②脇見運転（前方不注意）、③動静不注意などが上位にある。長時間労働による疲労やスマホの操作を運転中にする「ながら運転」など、慣れからくる油断が事故につながることを理解してもらう。

運転者毎の特性を把握する

トラック運行の安全性を向上させるためには体系的、継続的に指導及び監督を実施すること。そのため実施計画を作成し、確実に実施することが大切。天候や道路の状況など運行ごとに異なることから、点呼時等における指導及び監督を日常的に実施することが必要である。

運転者に適切な指導をするために、その運転者の特性に応じた指導及び監督を計画的に実施することが有効。運転者毎の特性を把握するため、適性診断やドライブレコーダー・デジタルタコグラフによる運転傾向、健康診断の結果などを踏まえて重点項目を設定する。チェックシートを活用して適性診断をするとよい。簡単なシートに記入するだけで、個人毎の傾向がわかるので、運転特性を共有し、安全運転の向上につなげることができる。その際、チェックシートの結果で乗務の可否を判断するわけではないことを理解してもらう。あくまでも安全運転向上のための取組みとして実施する。

その他

指導及び監督に際して、長時間運転による疲労が居眠り運転の要因になる。飲酒は500mlのビール缶を１単位とし、１単位のアルコールが抜けるのに４時間かかる。高齢ドライバーには夜間ではなく日勤をメインにシフトを組む。点呼時には気持ちよく運転手を送り出す、などに配慮し、理解（教師の役割）、繰返し（コーチの役割）、指導（カウンセラーの役割）を心掛ける。

令和７年度　健康管理セミナー

日時：令和７年９月19日㈮ 午後１時30分～
場所：奈良県トラック会館　２階　研修室　　参加者：18名

　定期健康診断の結果をもとに有所見者を確実にフォローアップすることで従業員の健康確保をするとともに定着率や生産性の向上が、健康経営につながることを理解し、具体的な健康管理対策を推進することを目的にセミナーを実施しました。
　動画による健康経営についての説明のあと保健師リーダーの安島なつき氏（NPO法人ヘルスケアネットワーク）による講習があり、講習修了後には各参加者に受講証明書が手渡されました。主な内容は以下の通りです。

第１部　健康経営について（動画）

・健康経営とは、従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。健康経営度調査（厚生労働省2023年雇用動向調査）によると、健康経営度の高い企業ほど離職率が低い傾向にある。それは企業イメージの向上、人材採用力の向上につながり、高齢従業員のケガや病気の減少、ヘルスリテラシーの向上などにもつながる。なお令和5年から国の補助金審査の加点対象になるなど自治体、銀行などが従業員の健康増進に係る企業の取組に対して、インセンティブを付与するケースが増加している。ぜひ健康経営に取り組んでほしい。

第２部　健康起因事故防止マニュアル解説①

▲講師の安島なつき 氏

・健康起因事故と関係法令
　健康起因事故は、自動車事故報告規則第２条第９号において「運転者又は特定自動運行保安員の疾病により事業用自動車の運行を継続できなくなったもの」として事故後30日以内に国土交通省への「自動車事故報告書」の提出が義務付けられている。令和４年には「自動車事故報告書等の取扱要領」が一部改正され、睡眠時無呼吸症候群（SAS）が原因と推定される事故は、健康起因事故として疾病名を明記して報告するよう求められるようになった。
　また「貨物自動車運送事業法第17条（輸送の安全）第２項」

で安全な運転ができないことを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならないとされ、健康診断や運行管理者による点呼時の健康確認などが義務付けされている。

・**健康診断の役割と実施**

定期健康診断は健診前10時間以上の絶食が望ましいとされている。なるべくなら午前中の健康診断がいい。令和４年の道路貨物における定期健康診断の有所見率は66.4％で全産業平均より8.1ポイント上回っている。健診結果を紙で管理している会社が多いが、エクセルのデータで管理した方がいい。要再検査・要精密検査・要治療の対象者には医療機関での受診勧奨を行う必要があるが、口頭でなく必ず書面で行ってほしい。協会けんぽなどにもテンプレートが用意されているので、こういったものを利用して、受診した結果の回答も書面で１か月以内を基本にしてほしい。一次健康診断の結果、脳・心臓疾患に関連する４項目について異常の所見があるときには「労災二次健診」を利用してほしい。無料で脳血管や心臓の状態を検査してくれる。ハイリスク者にとってはありがたい制度。

第３部　健康起因事故防止マニュアル解説②

・**運輸ヘルスケアナビシステム®**

元気な従業員を増やしていくためには健診の事後フォローアップが必要。そのために「運輸ヘルスケアナビシステム®（以下ナビシステム）」がつくられた。ナビシステムはエクセルで健診内容や様々な項目をデータ化し、ハイリスク者・要受診者の見える化ができる。事業者負担も比較的高くないので興味のある方はNPO法人ヘルスケアネットワーク大阪オフィス（０６－６１６７－８１７１）へ問合せをしてほしい。

・**睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策**

睡眠中に無呼吸状態が繰り返される病気。SASの有無により事故率が約2.4倍の差があるといわれ、大事故にもつながりやすい。SASを正しく知り、対策を講じるためにも従業員にスクリーニング検査を促してほしい。

・**働く高齢者と女性の健康管理**

視力や聴力は40才ぐらいから低下していく場合がある。特に身体機能は自分が思っている以上に低下しているので日頃からストレッチやウォーキングで機能の低下を防ぐ。聴力低下は認知症のリスクになるので生活習慣の見直しなどで予防できることを心掛けたい。

男性の多い運送業界にとって女性の働きやすい環境をつくることが女性ドライバーを増やすことにつながる。細やかな気配りや丁寧な運転など女性ならではの能力が評価される一方、女性特有の病気や家庭環境などで体調不良を招くこともある。相談窓口を女性にすることで話しやすくなるので、そうした配慮や女性用トイレなどの環境整備が女性ドライバーの獲得につながる。

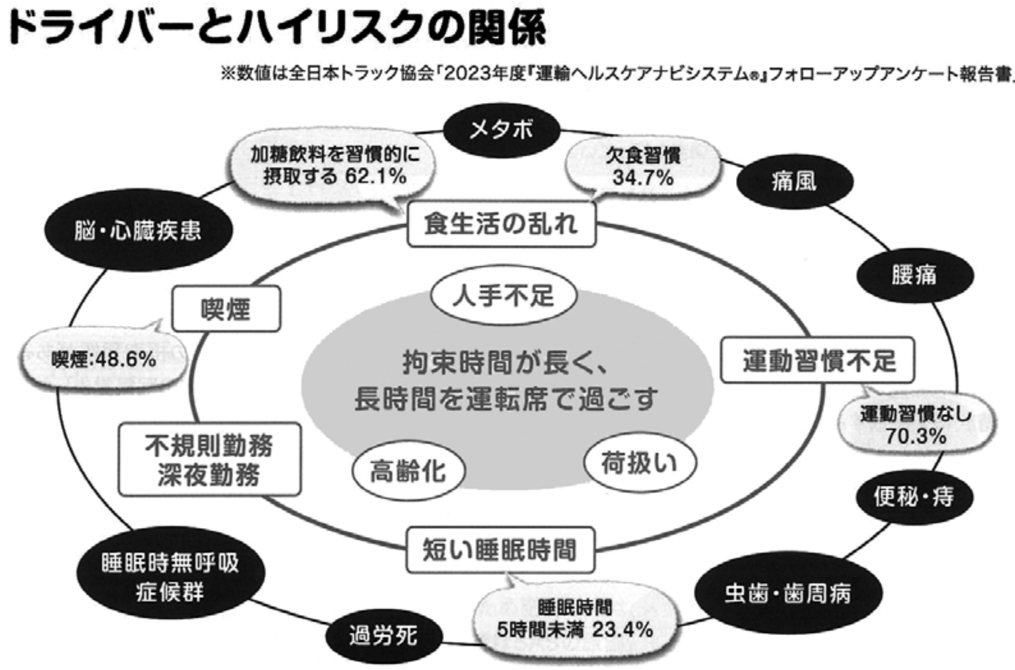

令和７年度 第１回広報委員会

日時：令和７年９月９日㈫ 午前11時～
場所：奈良県トラック会館　２階　会議室

出席者：中担当副会長、奥田委員長、委員８名、役員２名、事務局１名　以上13名

情報提供

「トラック運送事業の法改正等について」
近畿運輸局奈良運輸支局企画輸送・監査部門　運輸企画専門官（監査）大津 一聖 氏

議　題

⑴　**委員長及び副委員長の選出について**

委員会規程第10条により委員長に奥田幸一理事（奈良県合同陸運㈱）、副委員長に大川拓郎委員（㈱大川通商）が選任された。

⑵　**広報委員会の分掌事項について**

委員会規程の広報委員会分掌事項について説明した。

⑶　**令和７年度「トラックの日」事業計画（案）について**

日　　時：令和７年９月21日（日）午前10：00～（現地集合：午前９時30～）
場　　所：近鉄奈良駅前行基広場
参 加 者：会長、副会長、広報委員、会員（各地域１～２名）
参加者は､現地集合･現地解散とする。
ＰＲ活動：啓発品の配布について、多くの方に配布したいので紙袋に一纏めに入れず啓発品は手提げバスケットに入れ、それぞれに手渡しで配布する。
また、奈良県警音楽隊及び白バイが参加する予定。
各地域にＰＲ用啓発品を送付する。
啓 発 品：各1,500個作成
・啓発用紙袋
・タオル（10月９日は「トラックの日」）
・吉野杉箸３種（子どもと高齢者の交通事故防止、飲酒運転の根絶、環境問題に取り組んでいます）
・マグネット入りＬＥＤライト（防災）（警戒レベル４避難指示までに必ず避難）
・冊子まるわかりトラックミニ百科
・奈良新聞一面カラー広告（９月13日）掲載予定。
・奈良テレビスポットＣＭ（９月10日～20日）放送予定。
ナレーション内容：
10月９日は｢トラックの日｣。トラックドライバーの働き方改革にご理解ご協力をお願いします。
ＰＲ活動参加者報告：
各地域の会員１～２名に参加協力を要請し、参加者報告は、９月16日迄にＦＡＸでの回答を依頼した。

山口委員より､「近鉄奈良駅周辺では外国人の観光客が多いが、出来れば日本の方に啓発品を配布し、トラックの日のＰＲ活動を理解して貰う方が良いと思う。」との意見があり、奥田委員長から「啓発品は、日本の方を優先し配布していただきたい。」と要請した。

第２回交通安全・労災防止対策委員会

日時：令和７年９月２日㈫ 午後１時～
場所：奈良県トラック会館　２階　会議室

出席者：吉岡担当副会長、委員９名、役員２名、事務局２名　　以上14名

指示事項

「労働安全衛生について」
⑴　第76回全国労働衛生週間について
⑵　奈良労働局管内の道路貨物運送業における労働災害発生状況について（過去10年間）
⑶　トラックでの荷役作業における労働災害防止について
　　奈良労働局 労働基準部 健康安全課 主任地方産業安全専門官 上林 純 氏

▲上林 純 氏

議　題

▲西川委員長

▲吉岡副会長

⑴　委員長・副委員長の選出について
　委 員 長：西川運輸倉庫㈱ 西川武志 委員（委員会規程第10条により選任）
　副委員長：㈱ＪＴＭ　小宮巡一 委員（委員の互選により選任）

⑵　委員会の分掌事項について
　委員会規程に基づき、委員会の分掌事項等について説明した。

⑶　子どもの事故防止対策事業について
・足型ストップマーク普及事業
　奈良県交通安全母の会と連携し、県内２市２町７村へ760枚配布した事を報告した。
・新入学児童の交通事故防止事業
　交通事故防止の啓発用クリアファイル及び冊子を県内小学校・特別支援学校203校へ11,000セット配布した事を報告した。
・自転車の安全利用促進事業
　県立高等学校・特別支援学校の自転車通学生にヘルメット用鍵・啓発用クリアファイル及び冊子を配布した事を報告した。

⑷　奈良・針トラックステーションの施設利用状況について
　令和７年４月から６月及び令和６年度における大型トラックの立寄台数について報告した。

⑸　第51回奈良県産業安全衛生大会の開催について
　令和７年10月24日（金）にかしはら万葉ホールで開催されることを報告した。

⑹　セミナー等の開催計画について
・健康管理セミナー（９月19日）
・荷役作業安全ガイドライン説明会（10月８日）
・車輪脱落事故防止セミナー（新事業・10月28日）
・過労死等防止対策セミナー（11月27日）
・陸運業の安全衛生管理実務担当者研修（令和８年２月19日）

⑺　その他
　令和７年４月１日より改正された労働安全衛生規則に基づく、事業者が行う退避や立入禁止等の措置について説明した。

公益社団法人全日本トラック協会
奈良・針TSの現状視察

令和７年９月８日(月)、公益社団法人全日本トラック協会 御手洗 安副会長、同山﨑 寛 常務理事等が、奈良市針町所在の奈良・針TSの現状視察に訪れました。

視察に伴い、管理委託を受けている奈良県トラック協会から、奈良・針TSの開設前は名阪国道で多く発生していた交通死亡事故が、開設後激減していることや、名阪国道の道路形状、交通事故発生状況等を報告しました。

御手洗副会長から、「奈良・針TSは、適切に管理されており、特に名阪国道の事故多発区間でもあるオメガカーブの通行について、立ち寄るトラックドライバーの安全運行のための「声かけ」は、続けて下さい。」と、激励の言葉がありました。

▲写真中央・御手洗 全日本トラック協会副会長

奈良警察署長を訪問

令和７年８月27日（水）、奈良警察署を訪問し、９月21日（日）に開催する、令和７年度「トラックの日」広報啓発活動の概要報告と、ご協力のお願いをしました。

中田顕一郎 奈良警察署長と三宅 太 交通第一課長が対応していただき、「秋の交通安全県民運動の初日で、県民の方々への交通安全について、ご理解とご協力を得る良い機会であり、連携して啓発活動を展開しましょう。」と話がありました。

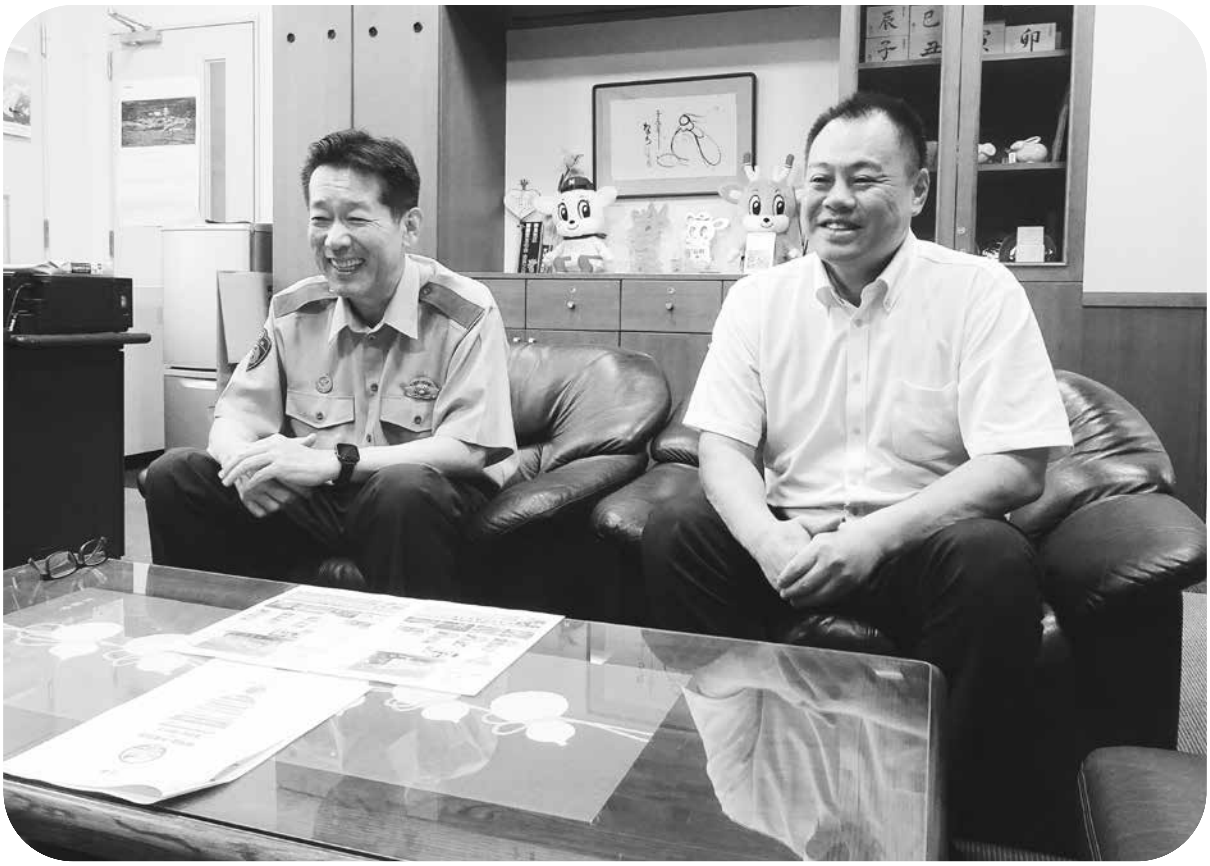

▲写真左が中田 奈良警察署長

仲嶋久雄 下市町長と懇談

日　：令和７年９月１日㈪
場所：下市町

公益社団法人奈良県トラック協会は、下市町を訪問し、仲嶋久雄町長と懇談しました。

仲嶋町長は、協会から届けた「警戒レベル4　避難指示までに必ず避難　風水害・土砂災害から身を守ろう」の災害啓発冊子について、「８月号の広報誌「しもいち」に同封して全所帯に配布しました。」と話をされました。この日は、岡 純司副町長も同席されました。

▲仲嶋町長（右）、岡 副町長（左）

歳を重ねた自分を交通事故からどう守るか？
桜井市～高齢者宅を訪問する計画～

日　：令和７年９月５日㈮
場所：桜井市役所　危機管理課

帝塚山大学　蓮花一己 名誉教授監修の、高齢者用交通事故防止啓発冊子「歳を重ねた自分を交通事故からどう守るか？」を、桜井市役所に届けました。

危機管理課のご担当者は、「秋の交通安全県民運動が間もなく開始され、高齢者宅を訪問する計画がありますので、交通事故に遭わないように、この啓発資料により説明します。」と、話をされました。

歳を重ねた自分を交通事故からどう守るか？
大和郡山市～高齢者の交通安全教室を開催～

日　：令和７年９月９日㈫
場所：大和郡山市役所

　秋の交通安全県民運動を前に、帝塚山大学 蓮花一己 名誉教授監修の、高齢者用交通事故防止啓発冊子「歳を重ねた自分を交通事故からどう守るか？」を、大和郡山市役所 交通防犯対策課に届けました。

　危機管理課のご担当者は、「市が開催する、高齢者を対象とした交通安全教室で、活用させていただきます。」と、話をされました。

歳を重ねた自分を交通事故からどう守るか？
河合町～高齢者等の会合で説明～

日　：令和７年９月10日㈬
場所：河合町

帝塚山大学　蓮花一己 名誉教授監修の、高齢者用交通事故防止啓発冊子「歳を重ねた自分を交通事故からどう守るか？」を、河合町の危機管理課に届けました。

危機管理課のご担当者は、「高齢者等が集まる会合があるので、その時に冊子を活用して具体的に説明します。」と、話をされました。

人　事　異　動

令和７年８月５日開催の第301回理事会で、総務課を総務・情報処理課とする事務局組織規程の一部変更が承認され、９月１日付で大西 徹 総務課係長が情報処理課長に昇任し、塚本哲夫奈良県トラック協会会長から辞令書が交付されました。

▲塚本会長（右）、大西情報処理課長（左）

近畿運輸局からのお知らせ

国土交通省 近畿運輸局からのお知らせ

国土交通省トラック荷主特別対策室主催

トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会【第27回】開催

開催日時：令和7年10月27日(月) 10:00,15:00(同日２回開催)

事前アンケートを実施しています

【主な質問】（荷主に対して）トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由
（トラック事業者に対して）今収受している運賃は標準的運賃の何割？
※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！

直接参加用二次元バーコード

（ご提供している情報（一部））
- 改正物効法(努力義務に関する判断基準)、改正トラック法(契約文書化等)に関する最新情報
- 各省報道発表資料の中から物流に関する情報をまとめてご紹介。
- 各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有・取組事例ご紹介。など

運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！

(今月のNEWS) **改正トラック法**(令和7年6月11日公布)に基づいた**実運送体制管理簿作成義務**

法改正による変更ポイント	**貨物利用運送事業者**にも実運送把握、実運送体制管理簿作成・保管の義務がかかる。 多重化構造の是正規制（2次請まで）の努力義務がかかる。

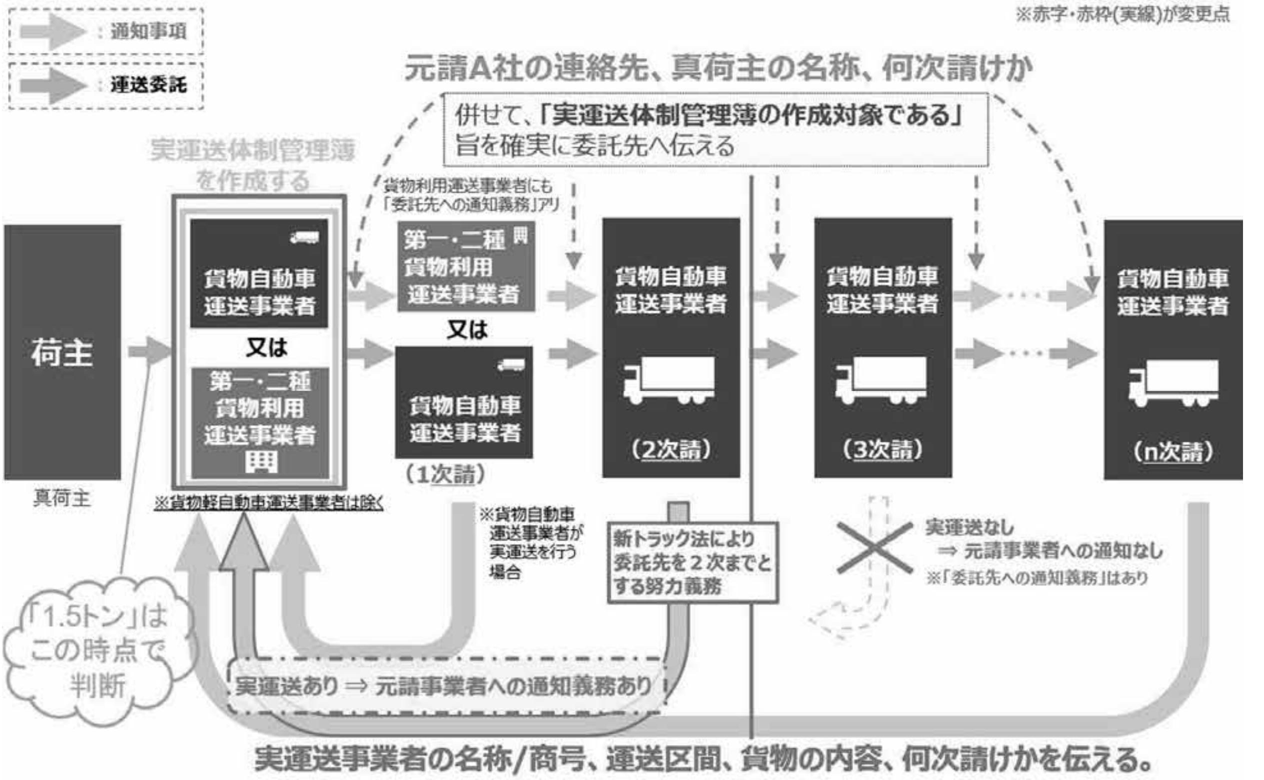

【Ｇメンからのお願い】 荷主等に関するお困りごとは、是非**目安箱**に投稿してください。
(例) ”いつも荷待ちをさせられる”,”こんな作業までさせられている”,”運賃交渉に応じない”

目安箱投稿用二次元バーコード

2026年度申請事業者向け事前周知

令和7年９月

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人全日本トラック協会

2026年度　貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク申請）について

令和8年度（2026年度）のGマーク申請において、「ドライバー時間外労働時間短縮の取組の状況」については、令和6年4月より、ドライバーの時間外労働時間の上限が960時間と規定されたことに伴い、「960時間を下回る」ことを評価の対象としておりましたが、令和8年度は、更なる時間短縮に向けた取組について評価することとし、以下のとおり変更することといたしますので、申請の準備に際し、ご留意願います。

【変更項目】

評価項目Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性
グループ3－（4）ドライバー時間外労働時間短縮の取組の状況

【変更概要】

＜判断方針＞

ドライバー時間外労働時間の更なる時間短縮に向けた取組について評価します。

＜判断基準＞

① ドライバーの時間外労働時間について、2026 年7月1日現在有効な36協定届にて、1 年の時間外労働時間数が880時間以下であることを評価します。（2点付与）

② ドライバーの時間外労働時間について、2026 年7月1日現在有効な36協定届にて、1 年の時間外労働時間数が、前回届出の時間数を下回っていることを評価します。（1点付与）
※ 令和8年度（2026年度）限り

安全認定
安全性優良事業所
国土交通省/全日本トラック協会

安全の証し、「Gマーク」を知ってますか？

「Gマーク」は、事故防止の状況や安全性向上の取組などを評価し認定された"安全性"に優れた事業所の証です。

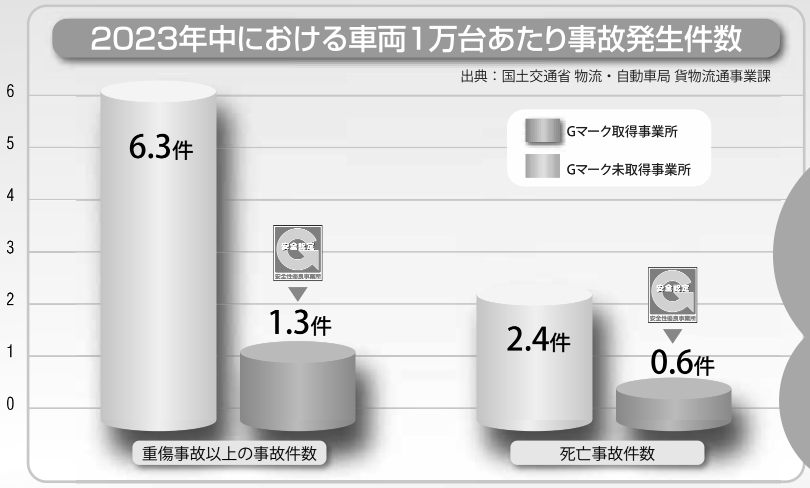

※Gマーク未取得事業所と比較した、取得事業所の死亡・重傷事故の割合です。

Gマークのトラックは事故の割合が30%※以下!

トラックは生活と経済のライフラインです。
Gマークは、大切な荷物を安全に送り届けるため、安全運転をはじめ、安全に対する優れた取り組みが認められた事業所のトラックの目印です。

Gマークについての詳しい情報は、安全性優良事業所Webサイトへ
https://www.jta.or.jp/gmark/gmark.html

Gマーク 検索

公益社団法人 全日本トラック協会

軽油価格調査集計表（2025年７月）

令和７年８月25日現在
（公社）全日本トラック協会

2025年７月　　単純集計表　　地区：近畿／県（沖縄除）　：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	127.57	112.80	120.55

2025年７月　　元売別集計表　　地区：近畿／県（沖縄除）　：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	123.66	113.30	123.72
出光昭和シェル	142.38	113.47	121.75
キグナス			
コスモ	134.40	113.57	124.07
その他	120.17	111.84	115.43

2025年７月　　月間購入量別集計表　　地区：近畿／県（沖縄除）　：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	130.91	113.07	121.98
30～50キロリットル未満		112.18	111.98
50～100キロリットル未満	120.10	113.65	
100キロリットル以上	121.20	111.28	

2025年７月　　支払期限別集計表　　地区：近畿／県（沖縄除）　：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満		114.71	122.47
30～60日未満	126.77	112.11	120.03
60日以上	144.50	115.30	

軽油価格推移表　　地区：近畿／県（沖縄除）　：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2025年３月	134.57	123.41	130.73
2025年４月	136.28	125.44	133.65
2025年５月	133.53	118.51	128.53
2025年６月	126.50	110.54	121.20
2025年７月	127.57	112.80	120.55

※消費税抜きの価格となります。

飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転が事業者に及ぼす影響

違反事業者には厳しい行政処分が

飲酒運転（酒酔い運転、酒気帯び運転）は、きわめて悪質で危険な犯罪行為です。飲酒運転防止の徹底を図るため、行政処分基準が改正され、ドライバーが飲酒運転をした場合において、会社が飲酒運転禁止に係わる指導監督を怠っていた場合や点呼を実施していなかった場合の行政処分の内容が見直され、令和６年 10 月１日から適用されることになりました。

また、勤務時間等基準告示の遵守違反と点呼の未実施の場合の扱いも見直され、勤務時間等基準告示の遵守違反の場合は未遵守６件以上から、点呼の未実施の場合は未実施 20 件以上から、それぞれ累進制が導入され、初違反、再違反ともに 1 件ごとに車両の停止日車数が積み上げられることになります。

こうした日車数が積み上げられることにより、事業許可の取消し基準である 800 日車（80 点）を超える可能性も十分にありますので、事業者はさらなる飲酒運転防止対策の推進および法令遵守の強化を図っていくことが求められます。

処分量定の引き上げ

●勤務時間等基準告示の遵守違反

	改正前	改正後
未遵守計 ５件以下	初違反 警告 再違反 10 日車	変更なし 変更なし
未遵守計 ６～ 15 件	初違反 10 日車 再違反 20 日車	未遵守６件以上 初違反１件２日車 再違反１件４日車
未遵守計 16 件以上	初違反 20 日車 再違反 40 日車	

●点呼の未実施

	改正前	改正後
未実施計 19 件以下	初違反 警告 再違反 10 日車	変更なし 変更なし
未実施計 20 ～ 49 件	初違反 10 日車 再違反 20 日車	未実施 20 件以上 初違反１件１日車 再違反１件２日車
未実施計 50 件以上	初違反 20 日車 再違反 40 日車	

行政処分基準の改正

ドライバーが飲酒運転を引き起こした場合	
初違反　100 日車	再違反　200 日車

●指導監督義務違反

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、飲酒が身体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に係る指導が未実施	
初違反　100 日車	再違反　200 日車

●点呼実施義務違反

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、点呼が未実施	
初違反　100 日車	再違反　200 日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の処分が併科されます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合
違反営業所に対して 14 日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合
違反営業所に対して７日間の事業停止

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合
違反営業所に対して３日間の事業停止

重大な労働災害を防ぐためには

5 トラック後退時における死亡災害

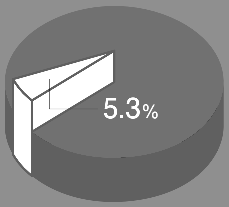

トラック後退時での労働災害の多くが、トラックの後方にいた被災者がトラックの後退に気付かなかったために発生していました。
気付かなかった理由としては、近隣からの苦情により後退警告音（ブザー）の音量を下げていた、本来は後退禁止だった、バックモニターを使用していなかった――等が挙げられます。

事例1 トラックの後退誘導時にトラックと電柱に挟まれる（死亡災害）

被災者（運転手助手）は、路地で引越トラックの後退誘導を行っていたところ、トラックと電柱の間に挟まれました。当該トラックにはバックモニターが装備されていましたが、被災者が目視できなかったにもかかわらず、運転手は事故発生当時バックモニターを使用していませんでした。

事例2 トラックの荷役作業指示中に後退してきた別のトラックに接触（死亡災害）

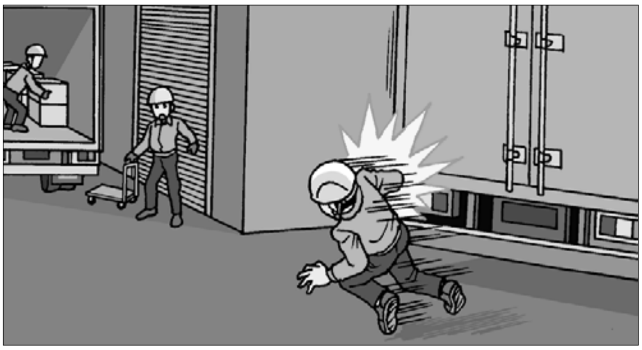

被災者はトラックＡの運転手に対して荷役作業の指示を行っていました。そこに別のトラックＢが給油のために、本来は禁止されている後退で移動してきました。トラックＢの運転手は被災者に気付かずに後退を続けたために、被災者はトラックＢと接触しました。なお、事故が発生したのは夕方で、薄暗い状態でした。

▶労働災害を防ぐためのポイント!

対策 後退誘導のルールを定めるとともに、トラックを後退させるのは後方の状況確認ができる場合のみに限定しましょう

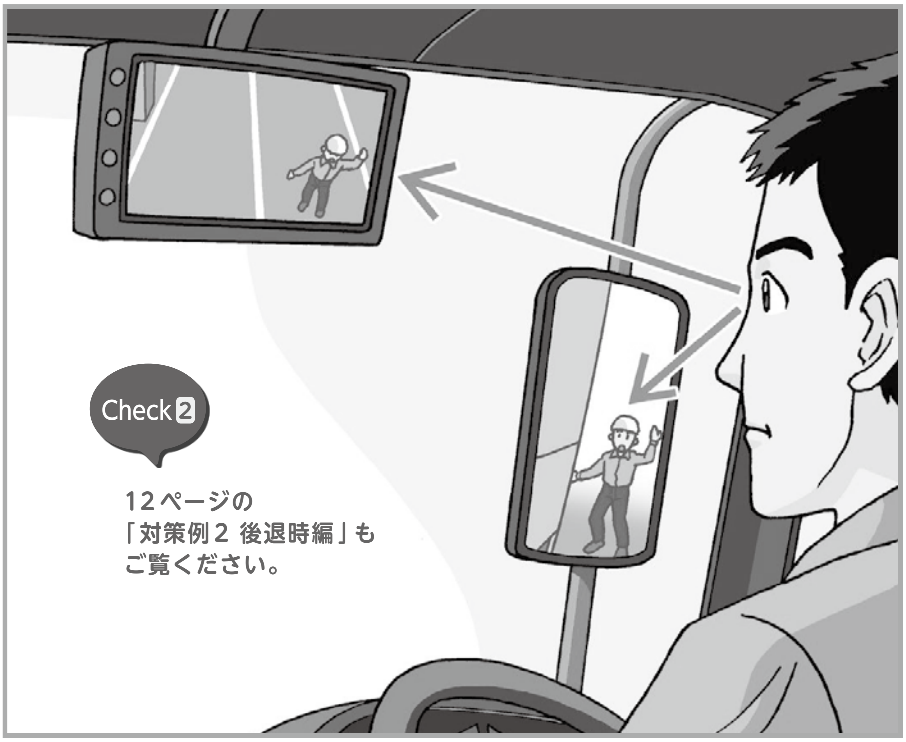

12ページの
「対策例2 後退時編」も
ご覧ください。

ひとことアドバイス

トラック後退時の事故の多くが、後方の確認が不十分だったために発生しています。様々な安全対策を行い、後方の確認を十分行った上で後退させるようにしましょう。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- トラック後退時には、周辺への第三者の立ち入り制限を定め、遵守させましょう
- 後退誘導担当者を配置しましょう。また、運転手は誘導担当者が目視できる状態で後退を行い、声や笛などの音声のみで後退の可否を判断しないようにしましょう
- トラック同士が接触するおそれのある場合は、複数台のトラック誘導を行わないようにしましょう
- 原則として、後退警告音の音量は下げないようにしましょう。やむを得ず下げる場合は、バックモニター等その他の安全対策を併用しましょう

事業用自動車事故事例 №122

（一般貨物）高齢運転者の踏み間違いによる追突事故

■事故の概況

自動車学校（全指連）参照

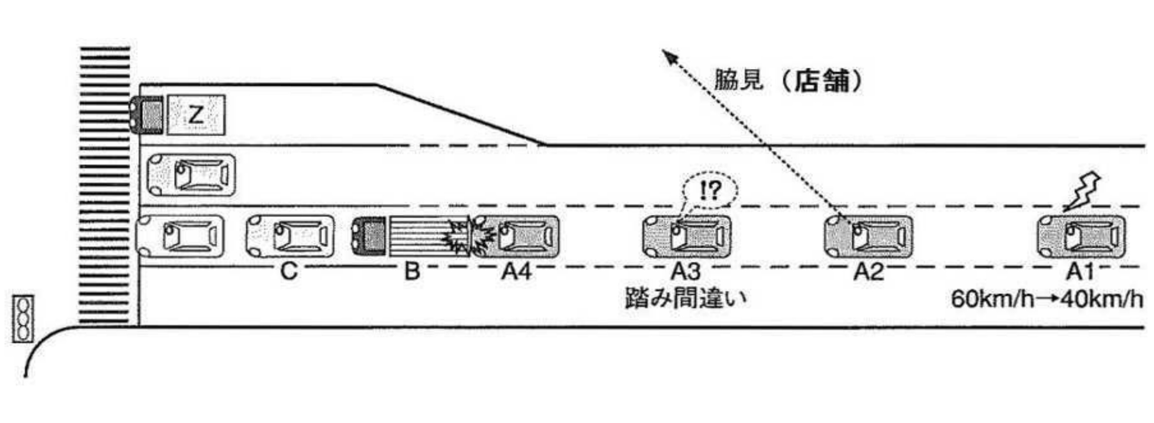

事故類型：追突
発生日時：1月　午後4時頃　晴れ
当事者Ａ：普通乗用車　70歳代　男性
当事者Ｂ：普通貨物車　40歳代　男性

■　事故の概要

Ａは、時々通行する片側3車線の幹線道路を、先行する車もなく時速約60kmで走行していました。約80m先に赤信号で停止しているＢ車やＣ車など何台か見えたので、Ａも停止に備え、時速約40kmまで減速したのですが、その時、前方の信号が青に変わり、右折車線上のＺ車が発進したのが見えました。当然Ｂ車、Ｃ車も直ぐに発進するものと思いつつも、さらに減速しながら何となく気になっていた店の方に脇見をしました。2～3秒の脇見のあと視線を前に向けると、もう発進していると思い込んでいたＢ車、Ｃ車がまだ停止しているのを発見し、慌ててブレーキペダルを踏もうとしましたが、間違えてアクセルペダルを踏んでしまい、加速してＢ車に追突し、さらにＢ車がＣ車に追突しました。

Ｂは、赤信号のためＣ車の後ろに停止していて、信号が青に変わりましたが前方が渋滞していたのでそのまま停止していました。

■　事故から学ぶ

この事故の直接の原因は、Ａのペダルの踏み間違いですが、その前の脇見という行為がなければ、慌ててペダルを踏み間違えることはなかったと思われます。脇見が危険であることは誰でも分かっているのに、ちょっとした油断から脇見をしてしまったのです。

Ａが脇見をしていたため、信号や他車（ここではＺ車）の動きだけを見て、前方のＢ車、Ｃ車も発進したものと思い込んでしまったことが事故の要因です。周囲の車や歩行者の動きは必ず自分の目で確認することが大切です。

「資料提供　公益財団法人 交通事故総合分析センター」

ＫＩＴ事業の案内

全国の7000社と繋がる! 新規顧客開拓に!

荷物と輸送のマッチングシステム

WebKIT2+のご案内

WebKIT2プラス5つの特長

輸送効率があがる

ドライバー不足などの影響で課題がたくさんある昨今、事業者同士が相互に手を結び、経営資源を共有・補完しあうことが必要です。仕事や車両を融通し合うことで輸送効率の向上を図ります。

安心のネットワーク取引

WebKITには優良な事業者が多く参加している上、万一の場合でも、協同組合同士で責任を負う仕組みができていますので、この点でも安心してご利用いただけます。

事故に備えた補償制度

WebKITでは、荷物の破損事故に備えた「KIT荷物保険」と、組合員の倒産等に備えた「KIT運送代金補償」への加入を義務付けているため、安心かつ安全な取引環境を確保しています。

需給動向の把握

WebKITでは、全国の荷物や車両その時々の需給動向をリアルタイムに確認できますので、その時々の需要動向をいち早く把握することができます。最適な配車管理や運賃動向の把握に役立ちます。

高い利便性と機能

全国の会員が登録する情報は、荷物の積み地・卸し地や車両の空車地・行先地が都市区分単位で検索・表示されるので、情報を活用して正確に共有することができます。

WebKIT2プラスご利用の流れ

インターネットを利用して、荷物を依頼する側と車両を活用したい運送側が、それぞれ情報登録や検索を行います。
うまくマッチしそうな情報を見つけたら、まず相手先に電話で連絡します。さらに、詳細な条件を詰めた上で、成約に結びつけます。

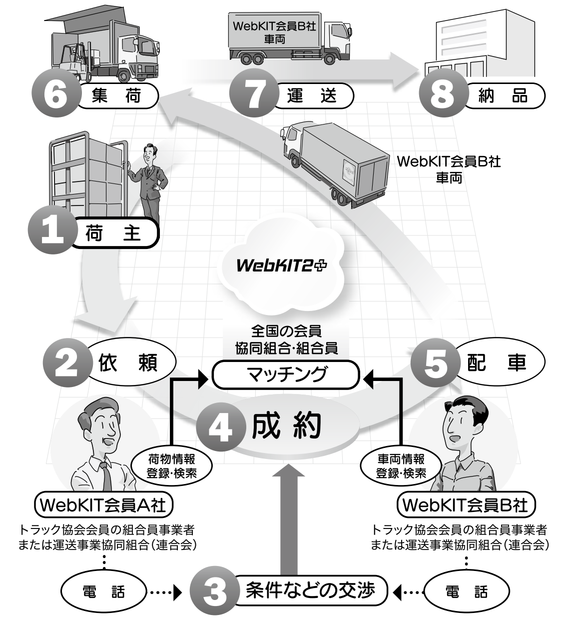

奈良県キット事業協同組合加入金額

組合出資金	50,000円

※出資金は退会時に全額返金

キャンペーン中！先着30社限定！
今なら月会費と1ID利用料が3ヵ月無料！

組合月会費	~~2,000円~~
WebKIT2+利用料	~~1IDにつき2,000円~~

WebKIT2プラス紹介動画

WebKIT2プラスの詳しい利用方法や利用者様のご意見、喜びの声、成功事例などをご覧いただけます。

右のQRコードから動画をご覧頂けます。

組合入会でのさらなるメリット

組合価格で軽油と尿素をご購入いただけます。

■軽油販売
エネクスフリート軽油価格
122円（令和7年8月）
ENEOSウイング軽油価格
120円（令和7年8月）

■尿素販売
日本液炭(株)
79円/L（令和7年5月）
三井物産プラスチック(株)
75.5円/L（令和7年8月）

※消費税別
※支払サイト50日

奈良県キット事業協同組合ホームページ https://nara-kit.com/

奈良県キット事業協同組合加入 WebKIT2＋のご利用についてのお問い合わせは

奈良県貨物運送事業協同組合連合会
奈良県キット事業協同組合
〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町 170 番地 15
TEL 0743-58-6080

ホームページQRコード

適正化事業・巡回指導報告書（令和７年８月）

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和７年８月実施状況		令和７年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
１６件	１２件	４月	２２件	８月	１２件	１２月	件	９１件
		５月	１９件	９月	件	１月	件	
		６月	２１件	１０月	件	２月	件	
		７月	１７件	１１月	件	３月	件	

令和７年８月実施結果						
調査事項			調査件数	指導件数	指導率	
Ⅰ.事業計画等		１．主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	12	0	0.0%	
		２．営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	12	0	0.0%	
		３．自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	12	0	0.0%	
		４．乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	12	0	0.0%	
		５．乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	12	0	0.0%	
		６．届出事項に変更はないか。（役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等）	7	0	0.0%	
		７．自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか。	12	0	0.0%	
		８．名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	12	0	0.0%	
Ⅱ.帳簿類の整備、報告等		１．事故記録が適正に記録され、保存されているか。	4	0	0.0%	
		２．自動車事故報告書を提出しているか。	0	0	0.0%	
		３．運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	12	0	0.0%	
		４．車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	12	0	0.0%	
		５．事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。（本社巡回に限る）	7	1	14.3%	
Ⅲ.運行管理等		１．運行管理規程が定められているか。	12	0	0.0%	
	○	２．運行管理者が選任され、届出されているか。	12	0	0.0%	
		３．運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	12	2	16.7%	③
		４．事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	12	1	8.3%	
	○	５．過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	12	1	8.3%	
		６．過積載による運送を行っていないか。　☆	12	0	0.0%	
	○	７．点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	12	0	0.0%	
		８．乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。	12	0	0.0%	
		９．運行記録計による記録及びその保存･活用は適正か。　☆	11	0	0.0%	
		10．運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	1	0	0.0%	
	○	11．乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	12	0	0.0%	
	○	12．特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	9	3	33.3%	①
	○	13．特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	9	3	33.3%	①
Ⅳ.車両管理等		１．整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	12	0	0.0%	
	○	２．整備管理者が選任され、届出されているか。	12	0	0.0%	
		３．整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	12	4	33.3%	①
		４．日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	12	0	0.0%	
	○	５．定期点検及びその保存がされているか。	12	1	8.3%	
Ⅴ.労基法等		１．就業規則が制定され、届出されているか。	6	1	16.7%	
		２．３６協定が締結され、届出されているか。	12	0	0.0%	
		３．労働時間、休日労働について違法性はないか。（運転時間を除く）	12	0	0.0%	
	○	４．所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	12	3	25.0%	②
Ⅵ.法定福利		１．労災保険・雇用保険に加入しているか。	12	0	0.0%	
		２．健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	12	0	0.0%	
Ⅶ.運輸安全マネジメント		１．運輸安全マネジメントの実施は適正か。	12	1	8.3%	
指導件数合計			402	21	5.4%	

（注）○…重点指導項目　☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	４件	７件	１件	件	件	件	１２件
新規参入	件	件	件	件	件	件	件
新規(他)	件	件	件	件	件	件	件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	４件	７件	１件	件	件	件	１２件

③ 前方障害物衝突被害軽減制動制御装置（衝突被害軽減ブレーキ）

前方の障害物(車両)との衝突を予測して警報し、衝突軽減のために制動制御する装置

前方の障害物への衝突防止と衝突時の被害軽減するため、衝突の可能性が高いと判断した場合には警報を発し、さらに衝突が避けられないと判断した場合には自動的に制動装置を制御する機能。

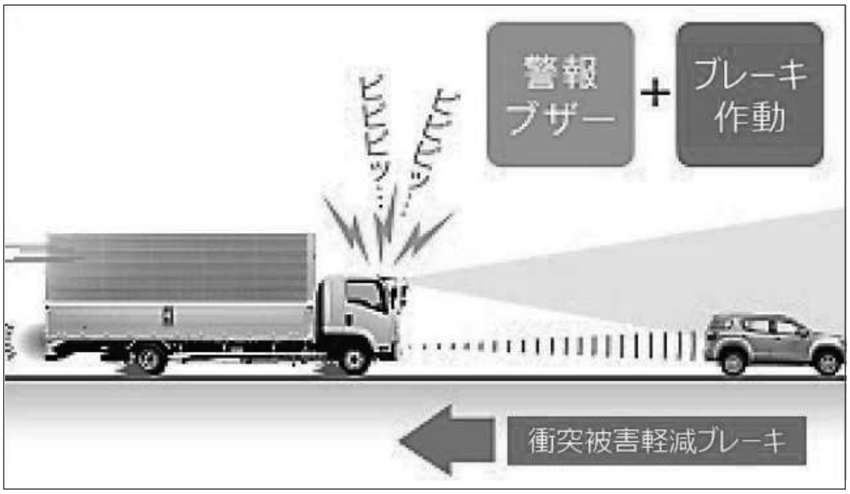

（いすゞ自動車株式会社提供資料よりASV推進検討会作成資料に基づき作成）

④ 車間距離警報装置（車間距離警報）

前方車両への追突を予測して警報する装置

前方の車両への追突事故を防止するため、前方の車両との車間距離を検知し、そのまま走行すれば衝突の可能性が高いと判断した場合に、運転者に衝突を回避するよう警報する機能。

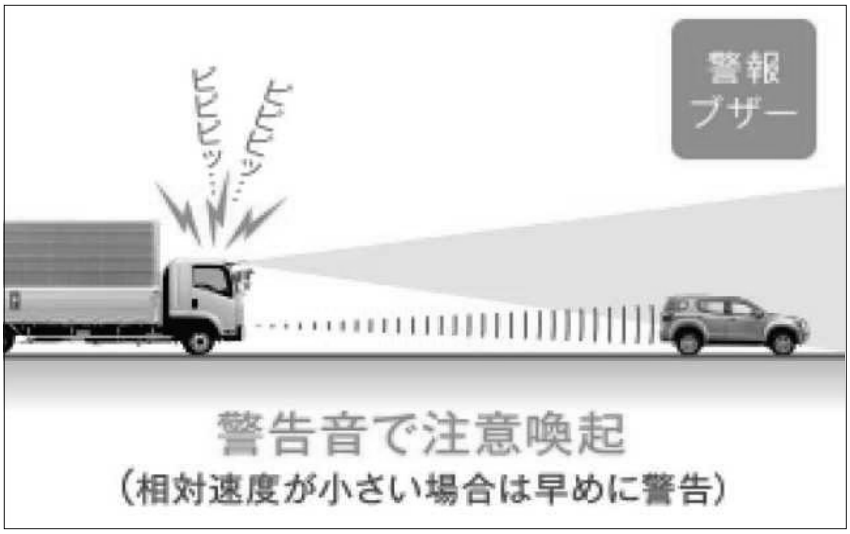

（いすゞ自動車株式会社提供資料よりASV推進検討会作成資料に基づき作成）

トラック協会・陸災防奈良県支部

10月の行事（予定）表

日	曜	時　　間	行　　　　事	場　　所
1	水	10：00～	不正軽油追放啓発展及び街頭啓発活動	奈　良・　針　Ｔ　Ｓ
2	木	13：30～	省エネ運転講習会	奈良県トラック会館
5	日		移動健康診断	奈良県トラック会館
8	水	13：30～	荷役作業安全ガイドライン説明会	奈良県トラック会館
15	水		第30回全国トラック運送事業者大会	朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター
19	日		移動健康診断	奈良県トラック会館
23	木	13：30～	適正原価管理の実現に向けた標準的運賃活用セミナー	奈良県トラック会館
24	金	13：00～	第51回奈良県産業安全衛生大会	かしはら万葉ホール
26	日	9：00～	奈良県防災総合訓練	奈良県第二浄化センタースポーツ広場
27	月	13：30～	適正原価管理の実現に向けた標準的運賃活用セミナー	奈良県トラック会館
28	火	13：30～	車輪脱落事故防止対策セミナー	奈良県トラック会館

11月の行事（予定）表

日	曜	時　　間	行　　　　事	場　　所
19	水	13：00～	令和７年度安全性優良事業所近畿運輸局長表彰式	近　畿　運　輸　局
20	木	9：00～	奈良県救援物資輸送実動訓練	生駒市総合公園体育館
25	火	10：00～	引越基本講習	奈良県トラック会館
26	水	10：00～	引越管理者講習	奈良県トラック会館
27	木	13：30～	過労死等防止対策セミナー	奈良県トラック会館

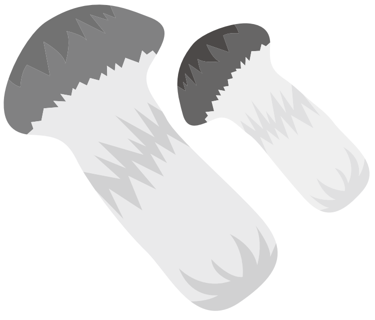

近畿総合通信局からのお知らせ

キミのスマホやワイヤレスイヤホンの技適マークをチェック！

総務省　近畿総合通信局

総務省では、皆様がいつも快適に電波を利用できるよう、電波利用環境の保護に取り組んでいます。

誰もが手軽に購入できるBluetoothやWi-Fi機器・・・巷ではさまざまな無線機器があふれていますが、中には外国規格の無線機器など日本の電波法に適合しないものも流通しています。これらを国内で使用すると電波法違反となり、処罰の対象となります。技適マークは安心マーク。無線機器を購入、使用する時には、技適マークの確認を！

＜電波の３つのルール＞

１．無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を
２．外国規格の無線機器にはご注意ください
３．電波の利用には、原則、免許が必要です

近畿交通共済からのお知らせ

セカンドステージ

令和7年 10/1(水)～3/31(火)

令和7年度

自動車共済 新規獲得 推進キャンペーン

入賞条件

A・Bの各部門別に上位3位までの地域へ

表彰及び副賞を贈呈

- A 新規契約事業者数部門
- B 自動車共済契約掛金部門

特賞

新規事業者の紹介1件成立につき、
ご紹介いただいた組合員様に

お礼の品を進呈

ご契約についての
お問い合わせや
ご相談は下記まで
お電話ください。

営業課(本部)	〒536-0014 大阪市城東区鴫野西2-11-2	TEL.06(6965)2824
河北事務所	〒564-0011 吹田市岸部南2-38-3(北部地区輸送サービスセンター内)	TEL.06(6381)6544
泉州事務所	〒590-0985 堺市堺区戎島町4-45-1(ポルタスセンタービル3階)	TEL.072(231)9781
奈良事務所	〒630-8231 奈良市本子守町1-1(奈良上三条ビル4階)	TEL.0742(90)0510
和歌山事務所	〒640-8341 和歌山市黒田1-1-19(阪和第一ビル4階)	TEL.073(403)6486
滋賀事務所	〒520-3047 栗東市手原3-1-25(栗東市商工会館内)	TEL.077(502)0210
京都事務所	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5(京都自動車会館内)	TEL.075(671)1894
キンコウセーフティ(株)【代理店】	〒536-0014 大阪市城東区鴫野西2-11-2	TEL.06(6965)2561

近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鴫野西2-11-2 TEL.06-6965-2828(代) FAX.06-6965-2838

近畿交通共済協同組合
https://www.kinkyo.or.jp

自動車共済・自賠責共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

お問い合わせ・ご連絡は　当組合奈良事務所　0742―90－0510

近畿交通共済協同組合

近畿共済安全通信　10月号

暑い夏が過ぎ、あっという間に秋の足音が近づいています。季節の変わり目には「体調が優れない」という声も耳にしますが、皆さんは大丈夫でしょうか。運転中に居眠りや脇見をしてしまわないよう、日ごろから気を配りましょう！

2秒間で33メートルも進む！？

「ちょっとラインを返すだけ！」
そんな油断が事故を招きます。

左の図の通り、2秒間で約33，3メートル進むとどうなるでしょうか。

前方の車への衝突、自転車との接触だけではなく最悪の事態を引き起こすことも・・・。

信号が変わってもすぐに進まず、周囲を確認してから進むようにするなど日ごろの心がけが大切です。

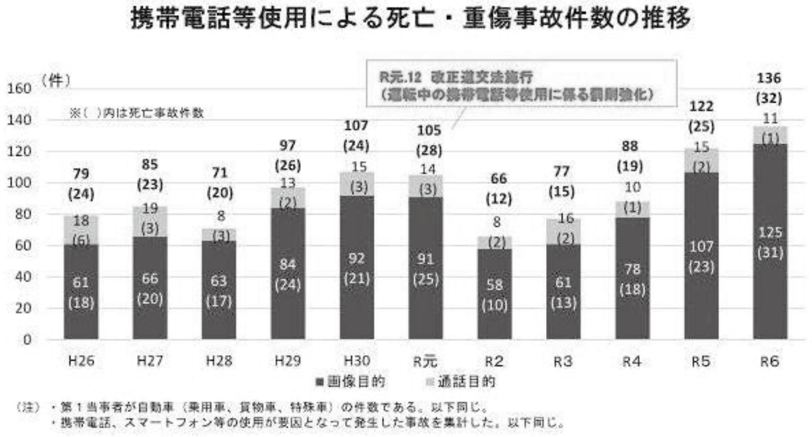

スマホを触っていて起こる事故は、年々増え続けています。その分、罰則も厳しくなりました。防げる事故は防いでいきましょう。

運転中はスマホはカバンの中に入れておき、確認は停車時や休憩時にしましょう。命より大切な連絡はありません。カーナビの注視も**道路交通法違反！**

奈良労働局からのお知らせ

奈良県最低賃金

1,051円

令和7年11月16日発効

奈良労働局・労働基準監督署

奈良県最低賃金が改定されました

奈良県最低賃金　　　時間額　１，０５１円

【発効日】令和７年１１月１６日
奈良県最低賃金はすべての労働者に適用されます。
奈良労働局賃金室　０７４２－３２－０２０６

厚生労働省 HP「賃上げ」支援助成金パッケージ
支援策の詳細は HP をご覧ください

奈良県警察本部からのお知らせ

奈良県警察本部から

1 県内の交通事故発生状況

10月は一気に日が短くなります。一瞬の油断や驕りが事故につながるので安全運転を心掛けましょう。

9月15日現在

区分		令和7年	前年同期	増減数	備考
総件数		28,606 件	27,686 件	920 件	1日あたり約 110 件
人身事故件数		1,827 件	1,689 件	138 件	1日あたり約 7 件
	死者数	17 人	14 人	3 人	約15日に 1 人
	負傷者数	2,228 人	2,031 人	197 人	1日あたり約 9 人
物件事故件数		26,779 件	25,997 件	782 件	1日あたり約 103 件

※令和７年の件数、死傷者数は概数です。

2 県内の事業用貨物自動車が関係する交通事故発生状況

9月15日現在

区分		令和7年	前年同期	増減数
総件数		1,485 件	1,421 件	64 件
人身事故件数		84 件	83 件	1 件
	死者数	3 人	1 人	2 人
	負傷者数	104 人	105 人	-1 人
物件事故件数		1,401 件	1,338 件	63 件

※令和７年の件数、死傷者数は概数です。

10/9(木)はトラックの日

3 ライトの活用とスピードダウン!!

薄暮時・夜間は視認性が悪化するため、危険の認知が遅れやすくなります。
ハイビームでの走行を基本とし、昼間よりも速度を落として運転しましょう。

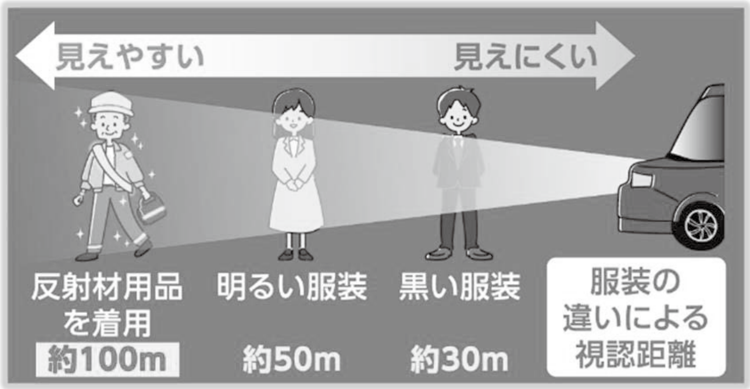

奈良県警察では早めのライト点灯を推奨しています。
日没1時間前からヘッドライトを点灯する習慣をつけましょう。

4 交通規制のおしらせ

12月13日(土)・12月14日(日)に第16回「奈良マラソン2025」が開催される予定となっています。
14日は奈良市内及び天理市内のマラソンコースを走るため、コース及び周辺道路において交通規制が実施されます。
安全運転管理者の皆様は、交通規制を考慮した運行計画をお願いします。
詳しい情報は「奈良マラソン」公式WEBサイトの交通規制内容をご確認ください。

nara marathon

令和７年度　奈良運輸支局自動車運送事業運行管理者表彰式

日時：令和７年９月10日㈬ 午後２時～
場所：奈良運輸支局　２階　会議室

▲左から竹内支局長、北川氏、塚本会長

自動車運送事業の運行管理者として業務に精励し、その成績が優秀であることから当協会員の新運輸（あらたうんゆ）株式会社の北川英伸氏が近畿運輸局奈良運輸支局長表彰を受賞されました。

式典では表彰状授与のあと奈良運輸支局長の竹内弘明支局長が「自動車が国民の生活や経済の発展のために重要性を増している一方で、大型自動車の事故が増加傾向で事業用自動車の事故防止は重要な課題である。北川氏におかれましては、さらなる輸送の安全推進と後輩の指導育成に期待いたします。」とあいさつを述べました。

来賓として参加した当協会の塚本会長は「物流業界は今、労働力不足をはじめ、2024問題への対応、働き方改革やデジタル化への取組みなど大きな転換点を迎えており、こうした時代の運行管理者が果たす役割は益々重要性を増しています。今後のさらなる活躍を期待します。」と祝辞を述べました。

▲塚本会長から記念品を受取る北川 氏

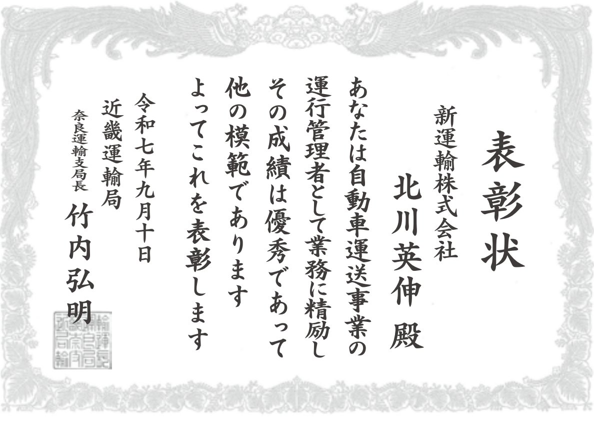

表彰状

新運輸株式会社
北川英伸 殿

あなたは自動車運送事業の
運行管理者として業務に精励し
その成績は優秀であって
他の模範であります
よってこれを表彰します

令和七年九月十日
近畿運輸局
奈良運輸支局長 竹内弘明

公明党奈良県本部「政策要望懇談会」について

日　：令和７年８月29日㈮
場所：奈良ロイヤルホテル

公明党奈良県本部との「政策要望懇談会」が開催され、当協会の塚本哲夫会長が出席し、トラック運送業界が、安定した輸送サービスを提供し、我が国の経済活動を支える社会インフラであり続けるため、令和８年度トラック関係施策に関する要望内容について説明しました。

公明党は、杉 久武 参議院議員、鰐淵洋子 公明党衆議院議員、司 隆史 参議院議員、参議院議員石川博崇 秘書 本浦正志、公明党奈良県本部代表　大国正博 県議会議員、亀甲義明 県議会議員、藤田幸代 県議会議員が出席されました。

地域の交通安全対策については、子どもから高齢者までわかりやすい啓発品とされていると、評価されました。

トラック奈良 2025年10月 第378号
発行　公益社団法人　奈良県トラック協会
奈良県大和郡山市額田部北町981番地の6　編集発行人　塚本哲夫
TEL.0743-23-1200㈹　FAX.0743-23-1212　編集委員長　奥田幸一

飲酒運転の根絶

19ページ　違反事業者には厳しい行政処分が